

パセラのコワーク利用規約

株式会社ニュートン(以下「甲」という)は、甲が運営するパセラのコワーク(東京都新宿区新宿7-26-7ビクセル新宿1F所在。以下「本施設」という)において、本施設の利用を希望する顧客(以下「乙」という)に対し、次の通り利用規約(以下「本規約」という)を制定します。

第1条(契約種別、目的)

- 1) 甲は、乙に対し、以下の契約別メニューを提供します。
 01. レンタルオフィス(ブース契約)
 02. レンタルオフィス(フルサービスマンスリー契約、ライトマンスリー契約)
 03. レンタルオフィス(ナイト&ウィークエンドマンスリー契約)※現在、契約は停止中
 04. レンタルオフィス(ナイトマンスリー契約)
 05. レンタルオフィス(ゲスト利用)
 06. バーチャルオフィス契約 ※現在、契約は停止中
- 2) 前項各号のメニューの内容については、本規約及び別紙料金表に定める通りとします。
- 3) 乙が、甲の定める方法により第1項の各契約別メニューに申し込み、甲がその申込みを承諾した時点で契約(以下「本契約」という)が成立するものとします。
- 4) 本施設は、乙のレンタルオフィス、バーチャルオフィスとしての利用、また、各利用顧客同士の公私に亘る交流の場とすることを目的とします。

第2条(本施設利用の申し込み方法)

- 1) 乙は、申込書とともに、甲が別途定める書類を提出するものとします。
- 2) 本施設に申し込むことができるのは中学校卒業以上の者とし、申込日現在で乙が満20歳未満(2022年4月1日以降は満18歳未満)の場合は、父母等法定代理人の同意が必要となります。
- 3) 乙(乙が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者)は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いただきます。
- 4) 乙は、甲が前項該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、甲がこれに必要なと判断する資料を提出しなければならないものとします。
- 5) 甲は、乙が反社会的勢力に該当すると判明した場合、催告をすることなく、通知のみにより直ちに本契約を解除することができるものとします。
- 6) 前項の規定により甲が本契約を解除した場合、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わないものとします。
- 7) 第5項の規定により甲が本契約を解除した場合、乙は甲に対し既に支払った入会金、利用料金(以下これらを総称して「利用料金等」という)の返金を求めることはできません。また、未払いの利用料金等がある場合は、乙は甲に対し直ちに支払うものとします。
- 8) 乙は、本施設の利用を申し込むに当たり、別紙利用申込書所定の事項を記入の上、本人確認資料と共に甲に提出し、甲は、これらの内容に問題がないと判断した場合には、乙に対し、この申込みを承諾するもの

とします。尚、甲が承諾しない場合であっても、甲は乙に対し、その理由の説明をする必要はないものとします。

第3条(契約期間)

1) 第1条第1項第1～6号に定めるレンタルオフィスの契約期間については、次の通りとします。

01. 最低契約期間は、契約書の利用日より1ヶ月後の月の末日までとします。

02. 乙が甲に対し、契約期間終了月の前月末日まで(ブース契約は45日前)に契約を更新しない旨の書面による意思表示をしないときは、契約はさらに1ヶ月間自動的に延長されるものとし、その後も同様とします。尚、月極契約のため、退去月の日割り精算は行いません。

03. 乙は、最低契約期間中であっても、最低契約期間満了までの利用料金を支払うことにより、本契約を中途解約することができますが、最低契約期間経過後の延長期間については、契約期間が短期のため、中途解約(自動延長決定後の解約を含みます)はできません(ex. 4月末に契約期間が満了する契約について自動延長をご希望されない場合は、3月末までに延長しない旨の書面をご提出いただきませんと、自動的に1ヶ月間(5月末まで)契約期間は延長になります。4月に入ってしまった後は、すでに5月末まで契約期間が延長されていますので、4月中及び5月中の解約はできず、4月分及び5月分の利用料金をご負担いただくことになります。ご留意下さい。)

2) 第1条第1項第4～5号に定めるレンタルオフィス(ゲスト利用)の契約期間については、次の通りとします。

01. 契約期間は、契約日1日限りとします。

02. ゲスト利用契約については、契約の延長、自動更新は行いません。乙が延長又は再利用を希望する場合は、甲に対し新たにゲスト利用契約を申し込むものとします。

第4条(入会金、利用料金)

1) 利用料金等の詳細は、別紙料金表の通りとします。

2) 入会金は、各種契約手続きやカード発行のための事務手数料として甲が受け取るものであり、預託金の性質はなく、契約終了時に精算、返金はありません。

3) 乙が再契約又は第1条第1項各号に定める契約種別を変更する場合の入会金については、次のとおりとします。

01. 再契約時又は契約種別変更時の入会金が初回契約時の入会金と比べ増額されている場合は、その差額。

02. 再契約時又は契約種別変更時の入会金が初回契約時の入会金と比べ変わらず、又は減額されている場合は、無料。尚、減額されている場合であっても精算、返金はありません。

4) 第1条第1項第01～06号に定めるレンタルオフィスの契約のうち、ブース契約、フルサービスマンスリー契約、ライトマンスリー契約、ナイトマンスリー契約、及びナイト&ウィークエンドマンスリー契約については、入会時に別途1ヶ月分のデポジットをお預かりします。これは乙使用施設の営繕や乙の責に帰する使用時の損害に充当されるものであって、契約終了時に残金がある場合は、返金精算させていただきます。

5) ゲスト利用契約以外の契約に関する初回1ヶ月分の利用料金は、契約日の属する月の実日数により日割り計算(1円未満四捨五入)した金額とします。ゲスト利用契約の場合は、利用時間による割引計算は行いません。

6) 第1条第1項各号に定める契約種別ごとの利用料金には以下の項目が含まれるものとします。

01. 本施設内の上下水道、光熱、空調に関する費用

02. 本施設内のトイレ清掃、衛生、環境維持費用

03. その他本施設及び本施設の所在する建物(以下「本建物」という)共用部の施設並びに設備の維持管理費用

- 7) 甲は、本施設の維持管理費等の増減により利用料金等が不相当になったと判断したときや消費税率が変更されたときなどには、乙の承諾なしに利用料金等を改定する場合があります。
- 8) 乙の利用料金等の支払いは、甲の指定する方法によるものとします。
- 9) 甲は、利用料金等の領収について乙から依頼がない限り、領収書を発行しません。

第5条(届け出事項・・・ゲスト利用契約以外の契約)

- 1) 乙は、本施設の利用のうちゲスト利用契約以外の契約を申し込むに当たり、次の第2号及び第3号に掲げる事項を利用申込書に記入し、次の第1号及び第4号に掲げる書類を添えて甲に提出するものとします。また、乙は、記入内容に変更があった場合、変更があった日より10日以内に文書により甲に通知するものとします。

01. 乙の身分証明書(公的なものに限る)の記載内容

a. 乙が個人で申し込む場合

- i. 運転免許証の写し(原本の確認も行います)、住民票(発行2ヶ月以内のもの)、パスポートの写し、印鑑証明書の内いずれか一つ

b. 乙が外国籍である場合、上記i.に加え、以下の書類

- i. 在留カードの写し(原本の確認も行います)
- ii. パスポートの写し(原本の確認も行います)

c. 法人名で申し込む場合、法人代表者の上記aに加え、以下の書類

- i. 登記簿謄本又は(法人印の)印鑑証明書

02. 乙の氏名、現住所、屋号、電話番号、メールアドレス

03. その他利用申込書の記載項目

04. 第4条第8項に規定する支払いのための決済申込書

- 2) 乙が、本契約に基づく対象スペース(以下単に「対象スペース」という)を30日以上利用しない場合は、利用料金の支払いの有無にかかわらず、利用しない期間を事前に甲に文書にて通知するものとします。
- 3) 第1項又は第2項の通知を乙が怠ったため、甲からなされるべき通知若しくは送付されるべき書類等が延着し、又は到着しなかったとしても、延着なく到着したものとみなすと共に、このことにより乙に何らかの被害や損害が生じて、甲は一切責任を負いません。

第6条(メンバーカードの発行)

- 1) 甲は乙に対し、乙が対象スペース利用のための本施設への通常出入りに必要なメンバーカードを発行します。
- 2) 乙は、発行されたメンバーカードを複製したり、第三者に転貸したりすることはできません。
- 3) 乙は、発行されたメンバーカードに紛失・破損・盗難が発生した場合には、直ちに甲に届け出るものとします。

す。乙がこの届出を怠ったことにより甲に損害が生じた場合には、乙はこれを賠償する責任を負うものとします。また、メンバーカードが紛失・破損・盗難等により使用することができなくなった場合、メンバーカードの再発行を申請していただきますが、この場合には、乙は甲に対して、別紙料金表の通りの再発行手数料を支払うものとします。尚、当該手数料は後日紛失等したメンバーカードが出てきた場合でも返金はいりません。

第7条(イベント等)

- 1) 乙は、本施設内において、甲又は甲の承諾を得た乙が主催するイベント・セミナー・パーティー(以下「イベント等」という)が行われることを予め承諾するものとします。
- 2) 甲は、イベント等の開催状況の情報をできる限り早期に乙へ告知するものとします。
- 3) 乙は、本施設内にてイベント等の開催を希望する場合、当該イベント等の内容詳細を予め甲に申告し、そのイベント等が本施設の趣旨に合致すると甲が認めた場合は、甲が認めた本施設内のスペースを利用することができます。尚、実際の利用に際しては、乙は甲が定める利用規則等に即した利用を行うものとします。また乙は、本施設内にてイベント等を開催する際は別途甲が定める料金が発生することを承諾します。
- 4) 甲が本施設の活性化や利用顧客相互の親睦を図る目的で、乙に対しイベント等への協力を求めた場合、乙は、できる限り協力するものとします。
- 5) 乙は、本施設が、利用顧客間におけるコラボレーションを促進し、コラボレーション型のクリエイティブな業務及び制作並びに研究を推進するためのオフィスであることを十分理解し、本施設の発展に寄与するよう努めるものとし、また、そのために、利用顧客相互において、できる限り協力しあうものとします。

第8条(郵便物又は宅配物)

- 1) 本施設へ到着する乙宛ての郵便物又は宅配物の遅配・紛失・破損について、甲は一切の責任を負いません。
- 2) 本施設へ到着する乙宛ての郵便物又は宅配物の内、生もの、動植物、危険物、冷蔵・冷凍を要するもの、本施設にて保管不可能な大きさ・重量の物、官公庁・裁判所からの特別送達郵便物、現金書留、電信為替、その他法律に抵触する可能性があるものについては、甲は受け取りを拒否できるものとし、乙は甲に対し、一切異議を述べることはできません。
- 3) 郵便物又は宅配物の保管期間は、到着の日から最長30日間とします。

第9条(賃借権の不発生、住所・名称の使用、飲食等)

- 1) 本契約に基づく本施設の利用は、本規約に従って対象スペース及び本施設内の設備等を利用するものであって、甲は乙に対し、本施設又は対象スペースの排他的な占有権限を与えるものではありません。従って、乙は、本契約が建物賃貸借契約に該当せず、賃借権が発生しないこと、このため借地借家法の適用も受けないことを十分に理解し、承諾の上、本施設の利用を申し込むものとします。
- 2) 乙は、本建物、本施設、対象スペース等の住所及び名称を用いて、商業・法人登記等の登記、事業の許認可を受ける場合は、予め甲の審査及び許可を受けるものとします。当該審査によって当該住所及び名称の使用が不許可となった場合でも、乙は甲に対し、一切異議を述べることはできません。
- 3) 乙は、本建物、本施設、対象スペース等の住所及び名称を、乙の名刺を含む乙の作成する全ての印刷物に記載、掲載することや乙宛ての郵便物の宛先とする場合、並びにホームページ等の電子媒体への掲示、掲載をする場合は、予め甲の審査及び許可を受けるものとします。当該審査によって当該住所及び名称の使用が不許可となった場合でも、乙は甲に対し、一切異議を述べることはできません。
- 4) 乙は、本規約に従い、本施設のフリーアドレススペースやその他対象スペースを利用して、第三者に迷惑を及ぼさない範囲で、執務や作業を行うことができますが、これらのスペースにある什器を甲の許可なく移動したり、新たに什器を設置したりすることはできません。また、私物を置くことで長期間本施設を占有(場所取り)したり、一人で複数席を利用したりすることもできません。尚、私物を置いたまま本施設から一時的に退出又は外出される場合は、短時間(1時間以内)でお願いします。万一、乙が本規定に違反して、

私物を放置等した場合、甲は、当該私物を処分することができるものとします。

- 5) 本施設内は全面禁煙です。
- 6) 本施設内での飲酒はできません。但し、甲が認めた本施設内のイベント等に関しては、この限りではありません。尚、その場合でも、法律に則り未成年者の飲酒は厳禁とします。
- 7) 乙は、本施設内で食事をすることができます。但し、本施設内において調理を行ったり、臭いが強い食品など他人の迷惑になる可能性のある食事をしたりすることはできません。
- 8) 本施設の利用中にゴミが発生した場合、乙は、本施設に設けられた共同ゴミ箱に、分別して廃棄するものとします。尚、ゴミは本施設内で発生したものに限定し、外部から持ち込んで廃棄することはできません。

第10条(善管注意義務、同行者及び訪問者、並びに私物の管理)

- 1) 乙は、本規約及び甲が定めるルール等を遵守し、本施設、対象スペース、本建物共用部を善良なる管理者の注意をもって利用するものとします。
- 2) 乙の同行者、乙への訪問者(以下、これらを総称して「ゲスト」という)が打ち合わせ目的で乙と共に本施設を利用する場合、本規約及び甲が定めるルール等を遵守することを条件に、一時的にゲストの打ち合わせスペースの利用を認めます。

尚、ゲストがフリーアドレススペースの利用を希望する場合は、ゲスト利用契約を締結しなければなりません。

- 3) 乙は、本施設内に私物を放置せず、その管理を自己責任で行わなければなりません。乙やゲストの私物の紛失、盗難、破損、汚損などの損害が生じて、甲は、一切その責任を負いません。また、万一、乙が本規定に違反して、私物を放置等した場合、甲は、当該私物を処分することができるものとします。

第11条(禁止又は制限される行為)

- 1) 乙は、対象スペース内の設置物の移動等をしてはなりません。
- 2) 乙は、本施設内及び本建物において次の各号に該当する行為並びに甲に損害を及ぼす行為をしてはなりません。
 01. 立ち入り禁止箇所への立ち入り
 02. 下駄・スパイク等床を傷つけるおそれのある履物での立ち入り
 03. 宿泊及び寝位での仮眠
 04. 指定場所以外での喫煙(本施設内は全面禁煙です)
 05. 他の本施設・本建物利用者に迷惑を及ぼす音、振動、臭気等を発する行為及び物品の持ち込み
 06. 本施設内での火気の使用、及び火気を使用するための道具等の持ち込み
 07. 電子レンジ、ドライヤー、電気ケトルなど消費電力が高いもの、熱を発するものの持ち込み及び使用
 08. 本施設・本建物内外の通路及び廊下・エントランス等の共用部を占有すること又はこれらに物品を置くこと
 09. 本施設内での動植物の飼育や持ち込み(甲の許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬等を除きます)
 10. 同行の乳幼児や児童が騒ぐ等、他の本施設・本建物利用者に迷惑を及ぼす行為

11. 本施設内や本建物共用部、外壁等に無断で看板、ポスター等の掲示物を貼ること
12. 本施設や本建物及びその入り口付近にて無断で物販等の営業活動を行うこと、マルチ商法を行うこと、並びに宗教活動、政治活動を行うこと
13. 本施設内外での賭博行為、風俗営業、覚せい剤・合成麻薬等の使用・販売等の違法な行為
14. 甲や他の本施設・本建物利用者、本施設・本建物に出入りする者に対する高圧的・横暴な言動
15. 公序良俗に反する行為、その他甲及び本建物の管理者が不適切と判断する行為
16. 当社又は第三者の運用するコンピューター等に支障を与える行為、又はその恐れのある行為

第12条(個人情報の取り扱い)

甲は、乙より開示を受けた個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条に定める個人情報をいいます。以下同じ)について、厳重に管理するものとします。また、乙より開示を受けた個人情報は、本施設並びに甲及びそのグループ会社の行う他のサービスに関する情報提供のみに利用し、それ以外の目的使用や第三者提供は行いません。

第13条(秘密情報の取り扱い等)

- 1) 本規約において「秘密情報」とは、書面、口頭その他方法を問わず、相手方に開示された、開示者の営業上、技術上その他業務上の一切の情報をいい、甲及び乙は、開示者から開示を受けた秘密情報につき、複製し、本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に漏洩してはなりません。
- 2) 前項の規定に拘わらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 01. 開示される以前に公知であったもの
 02. 開示された後に、自らの責めによらず、公知となったもの
 03. 開示される以前から自ら保有していたもの
 04. 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず適法に知得したもの
 05. 開示された秘密情報によることなく、独自に開発したもの
- 3) 次の各場合には、甲又は乙は、開示者の承諾なく、当該秘密情報を開示することができるものとします。
 01. 裁判所や官公庁などの公的機関より、開示者の秘密情報の開示を要求され、これを法的に拒めない場合
 02. 人の生命、身体、又は財産の保護のために必要がある場合であって、予め開示者の承諾を得ることが困難な場合
- 4) 本施設は、個人や法人を超え、垣根を廃した融合によるイノベーションを目的としているため、本施設は不特定多数が利用し、利用顧客間に限らず、第三者との間で絶えず会話や情報交換がなされることから、乙は自らの責任でその保有する情報を管理しなければなりません。万一、乙の保有する情報が漏洩した場合であっても、甲は一切その責任を負いません。

第14条(修繕等)

- 1) 甲及び本建物の管理者が実施する修繕は、次の通りとします。
 01. 本施設及び本建物共用部の躯体並びに付属施設の維持保全に必要な修繕
 02. 電気・水道・ガス等、ライフライン設備に関する修繕

03. 本施設、本建物共用部にある情報設備に関する修繕

04. 本施設及び本建物共用部の修繕

- 2) 乙は、修繕すべき箇所を発見したときは、速やかに甲に知らせるものとします。
- 3) 乙は、故意又は過失により、本施設、本建物、対象スペース内に設置された什器等を破損・毀損した場合、直ちに甲に届け出て確認を得るものとします。尚、この届け出が遅れたために生じた損害については、破損・毀損につき故意又は過失がなくても、乙はその賠償責任を負わなければならない場合があります。
- 4) 第1項の規定に基づき修繕を行う場合は、甲は予め、その旨を乙に通知し、又は本施設内に掲示します。但し、急を要するときは、この限りではありません。この場合において、乙は当該修繕の実施を拒否できず、また、名目のいかんを問わず、その補償を求めることはできません。
- 5) 甲及び本建物の管理者が本施設若しくは本建物共用部(付帯設備を含む)の修理、改修又は増改築のため、本施設、対象スペース、本建物共用部の全部若しくは一部の使用を中止する必要があると認めるときは、乙に対し、本施設、対象スペースの全部若しくは一部の使用中止を要請することがあります。この場合において、乙は当該使用中止を拒否できず、また、名目のいかんを問わず、その補償を求めることはできません。

第15条(保守点検等)

- 1) 甲又は本建物の管理者は、対象スペースの防火、構造、造作及び設備の維持保全、その他対象スペースの管理上、甲又は本建物の管理者において必要があると認めた場合には、対象スペースに立ち入り検査を行い、保守点検し、適宜措置を講ずることができるものとします。
- 2) 前項の規定に基づく立ち入りの際、乙は、甲又は本建物の管理者の措置に協力し、これを拒否することはできず、また、名目のいかんを問わず、その補償を求めることはできません。
- 3) 乙は、甲又は本建物の管理者が、電気設備について、電気事業法に基づく法定点検を行うことにより、年に1回から数回の停電作業が発生する可能性があることを予め承諾し、その停電について、甲及び本建物の管理者に対し、名目のいかんを問わず、その補償を求めることはできません。

第16条(費用負担)

- 1) 次に掲げる費用については、乙において負担するものとします。
 01. 乙若しくはその被用者又はゲスト等が故意又は過失により、本施設、本建物、対象スペース内に設置された什器等を破損・毀損した場合、その原状回復に必要な修理・交換に掛かる費用。但し、甲が経年劣化により交換が必要と認めたものを除きます。
 02. 乙若しくはその被用者又はゲスト等有料サービスを利用したときの費用。※有料サービスの詳細については別紙料金表の通りとします。
- 2) 前項に掲げる費用は、当該事項が生じた当日に、乙が現金又はクレジットカードで支払うものとします。

第17条(遅延損害金)

- 1) 乙は、本契約に基づく金銭債務についてその履行を遅延したときは、遅延期間中の当該債務の滞納額につき年14.6%の割合で計算した(1円未満は四捨五入とする)遅延損害金を支払わなければなりません。また、遅延損害金を支払った場合でも、甲の契約解除権の行使を免れるものではありません。

第18条(損害賠償)

- 1) 乙は、乙の故意又は過失により、甲、他の利用顧客、本建物居住者、その他本施設・本建物に出入りする第三者に損害を与えた場合には、甲に対し、直ちにその旨を通知するものとします。
- 2) 前項の場合、乙は、これにより生じた一切の損害を賠償しなければならない場合があります。また、乙に、甲

以外に対する損害賠償責任が認められた場合には、乙は被害者に対し誠実に対処するものとし、自らの責任をもって解決するとともに、甲に迷惑を掛けないものとします。

- 3) 甲が本規約に定める義務を怠ったことにより乙に損害が生じ、甲にその損害を賠償する責任が認められた場合、甲の賠償額は当該月における第4条第1項に定める利用料金を上限とします。

第19条(免責事項)

- 1) 本規約に定めるもののほか、次に掲げる乙の損害についても甲は賠償の責を負いません。

- 01. 地震、風水害等の天変地異や火災、戦争・騒乱・暴動等の不可抗力による災害、停電、ITインフラ等通信設備機器やその他設備機器の不調や破壊及び故障、偶発事故、その他甲の責めに帰することができない事由による損害
- 02. 乙が他の利用顧客やその他の第三者により被った損害
- 03. 本施設及び設備機器の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害
- 04. 打ち合わせスペースやセミナールームが満室で利用できないことによる損害

第20条(不可抗力による契約の終了)

1. 前条第1号記載の天変地異その他甲及び乙の責めに帰することのできない事由により、本施設の全部若しくは一部が滅失又は破損して、本契約の目的を達成することが不可能又は困難となった場合、本契約は終了するものとし、これにより甲又は乙が被った損害については、相手方は賠償の責めを負わないものとします。

第21条(休館)

- 1) 本施設は、原則として年中無休としますが、次に掲げる場合、甲は事前に乙に通知又は甲のウェブサイトに掲示することにより、本施設を休館とすることができます。但し、乙への事前通知又はウェブサイトへの掲示が不能又は困難な場合、甲はこれらの措置を採ることなく本施設を休館とすることができるものとします。
- 01. 地震、風水害等の天変地異や火災、戦争・騒乱・暴動等の不可抗力による災害、停電、ITインフラ等通信設備機器やその他設備機器の不調や破壊及び故障、偶発事故、その他これらに準ずる事由が生じ、甲が本施設の休館を決定した場合(地震、風水害等の天変地異については、政府の定める「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、警戒レベル3以上の避難勧告等が発令された場合又は首都圏の主な鉄道等が運休となり、若しくは主な鉄道各社により計画運休の措置等が発表された場合等を目安とします)
 - 02. 本施設及び設備機器の維持保全のために行う保守点検、修理等により、甲が本施設の休館を決定した場合
 - 03. 年末年始、その他の祝日等において、甲が本施設の休館を決定した場合
 - 04. 前各号のほか、甲がその必要により本施設の休館を決定した場合

第22条(契約の解除)

- 1) 本規約に定めるもののほか、乙が次の各号の一に該当する場合には、甲は乙に対し、催告を要することなく、通知のみにより直ちに本契約を解除できるものとします。

01. 本契約の締結に不正があったとき
02. 本規約に違反する行為があり、甲が乙に対し、15日以上期間を定めて違約を改めるよう催告したにもかかわらず是正されないとき
03. 利用料金の支払いを1回でも怠ったとき
04. 他の利用顧客、本施設・本建物の利用者に対し、著しい妨害や損害を与えたとき
05. 対象スペースを甲の承諾なく30日以上使用しないとき。但し、事前に甲に通知をし、甲が承諾した場合を除きます。
06. 本施設及び本建物を故意又は重大な過失により毀損したとき
07. 本契約を継続し難い重大な違反があったとき
08. 著しく信用を失墜する事実又は公序良俗に反する行為があったとき
09. 仮差押、仮処分、強制執行、滞納処分、銀行取引停止処分等を受けたとき
10. 支払い停止、解散、破産、民事再生、会社更生手続き開始その他これらに類する手続き開始の申し立てがあったとき
11. 監督官庁により、営業停止又は免許若しくは登録の取り消し処分を受けたとき
12. その他、甲が本契約を解除すべきであると判断したとき
13. 違反・迷惑行為に対し甲による警告にもかかわらず改善がされないとき

2) 第2条第5項及び第6項の規定は、前項による解除の場合に準用するものとします。

3) 第1項により本契約が解除された場合においても、乙は、第17条の遅延損害金の支払い、第18条の損害賠償、及び第1項各号の一に該当する行為により甲が被った損害賠償の各責任を免れません。

第23条(権利義務の譲渡等の禁止)

- 1) 乙は、本契約により生じる一切の権利義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはなりません。

第24条(規約の改定)

- 1) 本規約は、甲が必要と認めた場合には変更又は廃止されることがあり、乙はこれに対し異議を述べないものとします。また甲は、本規約を変更又は廃止した場合、乙に個別にメールにて通知を行うとともに、甲のウェブサイトに掲載するものとし、当該掲載をもって本規約の変更又は廃止は効力を生じるものとします。

第25条(優先適用)

- 1) 本規約の内容とそれ以外の諸規定、諸規則に齟齬が生じた場合、本規約が優先して適用されるものとします。

第26条(雑則)

- 1) 乙は、本建物の内外を問わず、近隣店舗・住民、本建物内に入居する事業者・店舗・住民、及び本施設利用者、出入りする関係者等への配慮として、騒音・振動・臭気等の問題を起こさないよう十分な注意を払われなければなりません。また、利用契約者間のトラブルを未然に防止するため、対象スペース及び本施設内においても他の利用契約者や本施設に出入りする関係者への十分な配慮を行わなければなりません。
- 2) 乙は、本施設が利用顧客相互の協力のある場であることを認識し、対象スペースの内外を問わず、周辺の美化

及び自身の身だしなみ等を清潔に保つよう常に配慮するものとします。

第27条(規定外事項)

- 1) 本規約に定めのない事項及び本規約の条項の解釈に疑義を生じたときは、甲及び乙は、誠意を持って協議し、その解決にあたるものとします。

第28条(合意管轄)

- 1) 甲及び乙は、本契約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上、乙は本規約を遵守し、本施設が円滑に運営を行えるよう、甲及び他の利用顧客と相互に協力し合うものとします。

2019年10月15日(改定)

運営会社 東京都新宿区歌舞伎町2-4-10

株式会社ニュートン

本施設 東京都新宿区新宿7-26-7ビクセル新宿1F

パセラのワーク